福井市告示第１６７号

　福井市市税賦課徴収条例（昭和２５年福井市条例第３９号）第８条の２第１項の規定に基づき、令和６年福井市告示第２９号において別に告示で定めることとされている期日（法人の市民税に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

　　令和６年６月１２日

福井市長　西　行　　茂

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる申告等の期限 | 指定する期日 |
| １　個人の市民税の普通徴収に係る期限のうち、令和６年１月１日から同年７月３０日までの間に到来するもの | 令和６年７月３１日 |
| ２　個人の市民税の給与所得の特別徴収に係る期限のうち、令和６年１月１日から同年７月９日までの間に到来するもの | 令和６年７月１０日 |
| ３　固定資産税及び都市計画税に係る期限のうち、令和６年１月１日から同年７月３０日までの間に到来するもの | 令和６年７月３１日 |
| ４　固定資産税及び都市計画税に係る期限のうち、令和６年度第２期分の納期限 | 令和６年９月３０日 |
| ５　軽自動車税に係る期限のうち、令和６年１月１日から同年７月３０日までの間に到来するもの | 令和６年７月３１日 |

|  |  |
| --- | --- |
| ６　１から５までに掲げるもの以外の期限のうち、令和６年１月１日から同年７月３０日までの間に到来するもの | 令和６年７月３１日 |
| ７　１から６までに掲げるもの以外の期限 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は福井市市税賦課徴収条例に指定する期日 |